

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">健 長 第 225 号 平成 27 年 5 月 18 日</p> <p>各指定通所介護事業所の管理者 様</p> <p style="text-align: right;">山形県健康福祉部健康長寿推進課長</p> <p>指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について</p> <p>標記のことにつきまして、別添厚生労働省通知のとおり定められましたので、本指針に沿った事業運営に努められるようお願いいたします。</p> <p>なお、宿泊サービスの提供開始前の知事への届出、事故が発生した場合の県等への報告について、「山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月県条例第 72 号）」の一部が改正されたところですが、事務手続き等については、下記のとおりですので御留意願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;"><u>高 支 第 986 号</u> <u>令和 4 年 3 月 16 日</u></p> <p>各指定通所介護事業所管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">山形県健康福祉部<u>高齢者支援課長</u></p> <p>指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について</p> <p><u>標記につきましては、平成 27 年 5 月 18 日付け健長第 225 号山形県健康福祉部健康長寿推進課長通知（以下「従前通知」という。）により、「通所介護事業所等の設備を利用して行う宿泊サービスの提供開始前及び変更時」に提出していただくほか、「通所介護事業所等の設備を利用しない宿泊サービスを新たに行う場合」にも提出していただき、その際は県独自様式による提出を求めていたところ。</u></p> <p><u>この度、介護事業者の負担軽減の観点から、事務手続きを下記のとおりとしますので、御了知の上、御対応願います。</u></p> <p><u>なお、従前通知は、令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止いたします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>

改正前	改正後
<p>1 指定通所介護事業所等の設備を利用して行う宿泊サービスの提供開始前の届出について</p> <p>厚生労働省通知の別添様式により、提供開始日の1月前までに、事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課あてに届け出ること。</p> <p>2 宿泊サービスを既に提供している事業所（指定通所介護事業所等の設備を利用しないで提供している場合（※）も含む。）の報告について</p> <p>① 今後の実地指導の参考とするため、本通知で定める報告様式により、平成27年6月24日（水）までに、事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課あてに、サービス提供内容について報告をお願いしたい。</p> <p>※食堂等の一部設備を共用するが、宿泊は別棟の建物で実施する場合等</p> <p>② 指定通所介護事業所等の設備を利用して提供している事業所にあつては、今回の報告内容に変更等があった場合は、厚生労働省通知の20（2）及び（3）に準じるものとする。（本通知で定める報告様式による）</p> <p>3 指定通所介護事業所等の設備を利用しない宿泊サービスを新た</p>	<p>1 指定通所介護事業所等の設備を利用して行う宿泊サービスの提供開始前の届出について</p> <p>厚生労働省通知の別添様式により、提供開始日の1か月前までに、事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課あてに届け出ること。</p> <p><u>なお、届出内容に変更等があった場合は、厚生労働省通知の20（2）及び（3）に基づき事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課あてに適正に届け出ること。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

改正前	改正後
<p>に行う場合の報告について</p> <p>本通知で定める報告様式により、事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課あてに、報告をお願いしたい。</p> <p>4 事故報告について</p> <p>平成 21 年 10 月 30 日付け長第 561 号長寿社会課長通知「介護サービス事業所における事故報告について」に基づき報告すること。 (報告先は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等)</p>	<p>2 事故報告について</p> <p><u>令和 3 年 5 月 31 日付け高支第 198 号山形県健康福祉部高齢者支援課長通知「介護サービス事業所等における事故報告について」</u>に基づき報告すること。(報告先は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等)</p>

改正前

改正後

【厚生労働省通知の別添様式】 一略—  
【本通知で定める報告様式】

【厚生労働省通知の別添様式】 一略—  
【本通知で定める報告様式】  
(削除)

(報告様式)  
指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する(変更)報告書  
平成 年 月 日  
山形県知事 殿  
法人所在地  
名 称  
代表者氏名 印

事業所情報	フリガナ 名称	事業所 番号			
	フリガナ 代表者氏名	連絡先 (緊急時)			
	所在地 (〒 - )				
	宿泊サービスの開始年月日(※1) 平成 年 月 日				
宿泊サービス	利用定員	人	提供日	月 火 水 木 金 土 日	
	提供時間	～	その他年間の 休日		
	1泊当たりの 利用料金	円	夕食 円	朝食 円	
	1泊当たりの 利用料金	円	夕食 円	朝食 円	
人員関係	宿泊サービスの 提供時間帯を通じて 配置する職員 数	人	時間帯での 増員(※2)	夕食介助 : ～ : 人 朝食介助 : ～ : 人	
	配置する職員の 保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者 ( )			
設備関係	個室	合計	床面積(※3)		
	( 室 )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	合計	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	個室以外	場所 (※4)	利用定員 (※3)	床面積 (※3)	プライバシー確保の方法 (※5)
通所介護事業 所等の設 備以外 (※6)	( 室 )	( 人 )	( m <sup>2</sup> )		
消防設備	消火器	有 ・ 無	スプリンクラー設備	有 ・ 無	
消防設備	自動火災報 知設備	有 ・ 無	消防機関へ通報する火災 報知設備	有 ・ 無	

※1 確認が難しい場合は、年月のみで可。  
 ※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。  
 ※3 小数点第二位まで(小数点第三位以下を切り捨て)記載すること。  
 ※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)  
 ※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)  
 ※6 宿泊の状況を詳細に記載すること。(「併設の集合住宅の〇部屋を活用」等)